

令和8年度「札幌市未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付」 募 集 要 項

1 事業の目的

未就学児をもつ保育士に、子どもの保育料の一部を貸し付けることにより、札幌市内における保育士の離職防止や人材の確保を目的とする。

2 事業の概要

(1)対象者	未就学児をもつ保育士で、市内の保育所等に就労している者
(2)申込要件	<p>次の要件を全て満たしている者</p> <p>① 令和8年4月1日以降に、市内の保育所等に新たに勤務している、もしくは産後休暇又は育児休業から復帰した者</p> <p>② 子どもの保育所等の利用が決定している者 <small>(ただし、市町村が発行する、「保育所等利用調整結果通知」及び「利用者負担(上限)額決定(変更)通知書」に準ずるものを提出できること)</small> <small>※保育料の利用負担額等が市町村から発行されない認可外保育所(企業主導型含む)、認定こども園(1号)、幼稚園、事業所内保育(従業員枠)、病後児デイサービス、一時預かり等については、貸付対象期間に負担した保育料が確定後(2週間以内に)の申込みとし、その場合は一括での貸付金交付となります。(ただし、保育料の領収書及び市町村が発行する、「施設等利用費支給決定通知」が提出できること)</small></p> <p>③ 保育士として週20時間以上勤務する者</p> <p>④ 他の都道府県等が実施する未就学児をもつ保育士に対する保育料の一部貸付を受けたことがない者</p> <p>⑤ 2年以上継続して、市内の保育所等で保育の業務等に従事する意思を有する者</p> <p>⑥ 連帯保証人を1名立てられる者。※詳細は(3)を参照</p>
(3)連帯保証人要件	<p>下記の要件を全て満たしている者</p> <p>① 自ら独立した生計を営む別住所の成年者で所得税が課税されている者。</p> <p>② 他の都道府県等が実施する同資金の連帯保証人になっていない者。</p>
(4)貸付額	未就学児の保育料の半額(月額27,000を上限とする)
(5)貸付期間	未就学児をもつ保育士が、保育所等に勤務する期間。 (貸付期間は勤務開始から換算して1年間を限度とする)
(6)利子	無利子(※返還期限を遅延した場合は延滞利子を徴収)
(7)交付方法	年4回に分けて分割交付(4月、7月、9月、1月)
(8)免除	市内の保育所等において、2年間継続して保育の業務等に従事した場合

(9)返 還	(8)の返還免除要件を満たさない場合は、貸付金を全額返還 ① 返還期間は、貸付を受けた期間の2倍に相当する期間で、最大2年以内 ② 返還方法は、月賦・半年賦・一括のいずれかを選択
(10)申込方法	必要書類を下記問い合わせ先に提出（郵送・持参どちらでも可）
(11)締切日	令和9年3月31日（水）必着 ※復職又は勤務開始から概ね1か月以内にお申込みください。
(12)提出書類	① 申請書（※様式第1号-1、2） ② 同意書（※様式第2号） ③ 住民票【申請者と同一住所（同一生計）の方全員分・連帯保証人】 （マイナンバー以外全て記載されているもの） ④ 申込者世帯全員分の所得を証明する書類（原則、源泉徴収票） ⑤ 保育士証の写し ⑥ 市が発行する保育所等利用調整結果通知（これに準ずるもの） ※復帰後、現在に至るまでの保育料の決定及び変更がわかる通知書 ⑦ 市が発行する利用者負担(上限)額決定(変更)通知書（これに準ずるもの） ※復帰後、現在に至るまでの保育料の決定及び変更がわかる通知書 ⑧ 雇用契約書等（勤務開始日、週の勤務時間がわかるもの） ⑨ 復職証明書（産後休暇又は育児休業後の勤務となる者のみ提出） ⑩ 他、本会会長が必要と認める書類 ※詳細は「申込みのしおり」をご覧ください。
(13)審査・決定	事務局にて申請書を審査後、貸付の可否を決定 ① 審査結果は、郵送にて通知（申込者、連帯保証人） ② 可否決定は、申請書受理後、概ね1か月後を予定



※詳細は、左記から「申込みのしおり」を参照

【お問い合わせ先・郵送先】

社会福祉法人 札幌市社会福祉協議会 地域福祉課生活福祉係(保育士関係資金担当)
〒060-0042 札幌市中央区大通西 19 丁目 1-1 札幌市社会福祉総合センター3階
TEL (011) 614-0169/FAX (011) 614-1109